



独立公文書管理監、 情報保全監察室

- 特定秘密の指定など特定秘密保護法の運用の適正を確保するため、独立した公正な立場において、検証・監察を実施しています。

参事官

独立公文書管理監の任務・権限

独立公文書管理監は、「特定秘密の保護に関する法律」（平成 25 年法律第 108 号）の規定に基づき、特定秘密保護法の適正な運用を確保するために、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下、平成 26 年 12 月に内閣府に設置されました。

独立公文書管理監の任務を達成するための権限は、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）に以下のとおり具体的に定められています。

- **資料提出・説明の求め、実地調査**
必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をする。
- **是正の求め**
行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法令等に従って行われていないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、指定の解除、特定行政文書ファイル等の適正な管理その他の是正を求める。
- **通報の受理・処理**
特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法令等に従って行われていない旨の通報を受理し、必要な調査を行う。

■ 検証・監察の対象となる事項

特定秘密の指定	(1)特定秘密の指定 特定秘密の指定が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。
	(2)特定秘密の指定の有効期間の延長 特定秘密の指定の有効期間の延長が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。
	(3)特定秘密の指定の解除 特定秘密の指定の解除が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。
	(4)特定秘密の記録、その表示・通知 特定秘密を記録する文書等の内容が、指定された情報の内容と整合しているか。 特定秘密の表示が、特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。 表示の措置が困難である場合に、取扱者への通知が特定秘密保護法等に従って適正に行われているか。
特定行政文書ファイル等の管理	(1)特定行政文書ファイル等の保存 特定行政文書ファイル等が、特定秘密保護法等に従って適正に保存されているか。
	(2)特定行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置 特定行政文書ファイル等について、保存期間満了時の措置が、特定秘密保護法等に従って適正に定められているか。
	(3)特定行政文書ファイル等にすべきものの存否 特定秘密である情報を記録する保存期間 1 年未満の行政文書の中に保存期間を 1 年以上と設定すべきものがないか。

独立公文書管理監等がとった措置については、毎年 1 回、その概要を内閣総理大臣に報告し、公表します。

Cabinet Office